2－2　独立行政法人等非識別加工情報（法第２条第９項関係）

法第２条（第９項）

９　この法律において「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等情報公開法第５条に規定する不開示情報（同条第１号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

⑴　第11条第２項各号のいずれかに該当するもの又は同条第３項の規定により同条第１項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

⑵　独立行政法人等情報公開法第２条第１項に規定する独立行政法人等に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該独立行政法人等の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ　当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ　独立行政法人等情報公開法第14条第１項又は第２項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

⑶　独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第44条の10第１項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次の⑴から⑶までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる非識別加工情報をいう。なお、独立行政法人等非識別加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工するものであるところ、保有個人情報に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第５条第１号以外の不開示情報が含まれる場合、これを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれがあるため、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除外している。

⑴　第11条第２項各号のいずれかに該当するもの又は同条第３項の規定により同条第１項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと（第１号）

これは、独立行政法人等非識別加工情報は個人の権利利益の保護に支障が生じない範囲で提供することから、個人情報ファイル簿（法第11条第１項）に掲載される保有個人情報であることを要件としているものである。

⑵　独立行政法人等情報公開法第２条第１項に規定する独立行政法人等に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該独立行政法人等が次のいずれかを行うこととなるものであること（第２号）

イ　法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなる個人情報ファイル

独立行政法人等情報公開法第３条に基づく開示請求があった場合に、保有個人情報の一部開示すらできないものは、個人の権利利益の保護に支障が生じない範囲で独立行政法人等非識別加工情報を作成することが困難であることから、開示請求があったとしたならば、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨を決定するものであることとする。

ロ　独立行政法人等情報公開法第14条第１項又は第２項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなる場合は、次のいずれかに該当する個人情報ファイル

・　保有個人情報の一部又は全部を開示する旨の決定をするに当たって、開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合、当該第三者に意見書提出の機会を与える必要があると独立行政法人等が認めることとなる個人情報ファイルであること（独立行政法人等情報公開法第14条第１項）

・　保有個人情報の一部又は全部を開示する旨の決定に先立って、開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合、開示することが人の生命、健康、生活又は財産の保護その他公益上特に必要が認められる個人情報ファイルであること（同条第２項）

⑶　独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第44条の10第１項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること

独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障がない範囲内で、加工基準に従い個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであることとするものである。

【個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成する場合に独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障が生ずる事例】

事例１）　電子計算機処理されていないマニュアル・ファイルのように、加工可能な状態とするために多大な作業を要するもの

事例２）　独立行政法人等非識別加工情報の作成のためにシステムの運用を停止することが必要となるもの

事例３）　システムの仕様上、情報の電子的な出力が不可能であるもの

事例４）　情報公開請求があったとしたならば部分開示をすることは可能ではあるが、加工できる箇所が極めて限定的で独立行政法人等非識別加工情報の提案募集を行う実質的意義がなく情報公開請求をすれば足りるものを提案募集の対象にすることで非効率な独立行政法人等の事務及び事業の運営となるもの

また、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、法第44条の10第１項に規定する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第４章の２の規定による独立行政法人等非識別加工情報に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第２号。以下「規則」という。）で定める基準に従って加工する必要があり、法第２条第９項に定める措置を含む必要な措置は当該規則で定めている。（独立行政法人等非識別加工情報の作成に必要な加工義務については、３－２（独立行政法人等非識別加工情報の適正な加工）参照）

2－3　独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者（法第２条第10項、第11項関係）

法第２条（第10項）

10　この法律において「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

⑴　特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

⑵　前号に掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

政令第３条

法第２条第10項第２号の政令で定めるものは、これに含まれる独立行政法人等非識別加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。